

第三者出力線量評価認定作業部会規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本放射線腫瘍学会は委員会通則およびQA委員会規約に基づき、日本放射線腫瘍学会第三者出力線量評価認定制度の運用を所掌する第三者出力線量評価認定作業部会(以下「作業部会」という)を置く。

(業務)

第2条 作業部会は次の各業務を行う。

認定申請の審査

認定更新申請の審査

認定取り消しの審査

認定規程の見直し

その他、認定制度の運用に必要な業務

(構成および任期)

第3条 作業部会は、作業部会長、副作業部会長2名および作業部会員若干名をもって構成する。

2. 作業部会長は、原則として代議員の中から理事会が選任する。

3. 副作業部会長2名は、日本医学物理学会および日本放射線技術学会よりそれぞれ1名の指名を受け理事会が選任する。作業部会員は、作業部会長が理事会に推薦し、理事会が選任する。

4. 作業部会長、副作業部会長2名および作業部会員の任期は、開始から開始の翌々年度の8月31日までとし、再任は妨げない。

5. 作業部会長および副作業部会長に欠員を生じたときは、理事会は後任者を選任し、後任者は前任者の任期を務める。

(運 営)

第4条 作業部会長は、作業部会の業務を総括する。

2. 副作業部会長は、作業部会長を補佐し、必要のときは作業部会長の職務を代行する。

3. 作業部会長は、必要に応じ参考人に作業部会への参加を要請し、助言を求めることができる。

(改正)

第5条 本規程は理事会の承認を得た上で改正できる。

付則

本規程は2022年6月30日から施行する。